

親会社開示、TOB見直しの 証取法改正法案（概要編）

制度調査部
横山 淳

2005年証取法改正

【要約】

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

改正法案には、西武鉄道事件を受けた「親会社開示」や、ライブドアによるニッポン放送株式取得を巡る「TOB制度見直し」なども盛り込まれている。

具体的には、上場会社の親会社等の開示義務、TOB制度の見直し、英文による開示の認容などである。

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」¹が国会に提出された。

改正法案には、最近の話題となった西武鉄道事件やライブドアによるニッポン放送株式取得などを受けた改正事項も盛り込まれている。

主な改正事項をまとめると次のようになる。

事項	概要	条文	施行期日（予定）
親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）	上場会社の親会社等（有価証券報告書提出会社を除く）に対して、「親会社等状況報告書」による開示を義務付ける。	改正証取法 24の7	2006年4月以降開始する親会社等の事業年度より施行。
	同報告書の虚偽記載に対しては刑事罰や損害賠償責任を課す。	改正証取法 21の2、	
TOB制度の見直し	取引所での売買であっても、一定の売買方法（ ）で、買付け後の株券等保有割合が1/3超となる場合は、TOB規制の対象となる。	改正証取法 27の2	公布日から起算して10日を経過した日より施行
英文による継続開示	外国会社等については、一定の要件を満たせば、外国で開示が行われている英文の開示書類を提出することが認められる。	改正証取法 24～など	2005年12月以後段階的に施行

（ ）法律上は明記されていないが、ToSTNeT-1などの立会外取引が対象となるものと思われる。

¹ 実際の条文は金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html#02>）に掲載されている。

